

評価・育成システムについて泉北教組が和泉市教委・高石市教委・忠岡町教委と確認した事項（2011年3月）

1. 2004年、2005年に行った「教職員の評価・育成システム」に関わる「府教委回答」と「和泉市（高石市・忠岡町）教委回答」については厳守する。

2. 憲法23条で「学問の自由」、学校教育法28条で「教諭は児童の教育をつかさどる」が規定されているように、教員は子どもの成長・発達のため、教育上の権限をもつ。また、「教育上の権限」について、最高裁判決で「教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならない」「一定の範囲における教授の自由が保障されるべき」と示されている点は、和泉市（高石市・忠岡町）教委としても認める。

3. 目標設定について

教職員が主体的に設定した目標は尊重されるものである。「教職員が目標の修正・変更を行わなかった場合」に、「業績評価の際に設定目標を考慮して評価を行う」とは、目標の修正・変更を行わなかった行為について行うものではない。

4. 自己申告票の目標は当該教職員が主体的に設定、校長が一方的にこれを変更することは考えていない

5. 教育活動は自主的・創造的な営みであることから、「求められる行動パターン」は、あくまで例示であり、教職員に強制されるものではない。

6. 評価について

①評価基準については「絶対評価である」「上位評価者が増えることは望ましいことだ。」

②手引き改訂前、改訂後の評価基準に変更はない。評価基準を抑制する考えはない。

7. 目標設定の自己申告票及び達成状況の自己申告票について

①育成（評価）者は、最終提出期限までに提出されたものは、必ず受理しなければならない。

②最終提出期限までに育成（評価）者へ自己申告票を提出している者については、目標設定面談が行われていない、または終了していない場合であっても、自己申告票の不提出扱いにはならない。



自己申告票の書き直しを 強制するのは違反です

「評価・育成システム」の本格実施が強行されてから今年で10年が経過しました。

高石市・忠岡町の各教育委員会と11年3月に左記のような確認をしています。その後に行われることになった「授業アンケート

ト」については、別途確認がありますが、「評価・育成システム」本体については、これが直近の確認であり、その後変更さ

れていません。もしも、この確認に反する事態が発生した場合は、泉北教組まで連絡ください。

設定した 目標は尊重

教職員が主体的に設定した目標は尊重されます。管理職が強制的に書き直させることは「教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を受けながら目標の達成に取り

評価は 絶対評価

組み、自己点検と校長等による評価、取り組みの改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動等の充実及び学校の活性化に資する」というシステムの趣旨に反します。また、書き直さなかった行為そのものが評価の対象にされることはありません。

職場内の他の教職員と比較して評価したり、SやAの割合を決めて評価することは、システムの趣旨に反します。管理職の評価に納得できない場合、市町教育委員会に苦情を申し立てることができます。和泉市では過去に苦情が認められ、評価が変更された例があります。また、評価基準に記載された「求められる行動パターン」は、あくまで例示であり、教職員に強制されるものではありません。

組合に加入して、「教育基本条例」「評価・育成システム」をなくそう！